

## 長浜市へ「建設工事」の登録申請をする場合の留意事項

### 長浜市の入札参加有資格者名簿の区分

4 区 分	1 建設工事	滋賀縣市町共同受付システム (電子申請)の対象
	2 建設コンサル	
	①測量業務 ②地質調査業務 ③建設コンサルタント業務 ④補償コンサルタント業務 ⑤建築設計監理業務	
	3 役務・委託業務	
	4 物品調達	従来どおり長浜市へ申請書を提出

※長浜市では、屋外の除草・清掃、路面清掃、樹木剪定等は、「役務・委託業務」と区分しています。

※「建設工事」と「役務・委託業務」を希望される場合は、共同受付【電子申請】と長浜市への申請の両方の手続きが必要です。

※「役務・委託業務」の長浜市への申請受付は、令和8年12月～令和9年1月を予定しています。

#### 1 複数の名簿への登録申請

複数の区分の名簿に登録申請することについて制限はありませんので、「建設工事」、「建設コンサル」、「役務・委託業務」又は「物品調達」を重複して申請することも可能です。

#### 2 参加希望工種の数

第1希望のみ。ただし、長浜市内に本店を有する事業者は第2希望まで可。

市内本店	長浜市内の本店から申請される方
市内営業所	長浜市内の支店・営業所等から申請される方
県内本店	滋賀県内の本店から申請される方（滋賀県内に本店及び支店・営業所等があり当該支店・営業所等から申請される方を含む）
県内営業所	滋賀県外に本店かつ滋賀県内に支店・営業所等があり当該支店・営業所等から申請される方
県外	滋賀県外の本店又は支店・営業所等から申請される方

#### 3 有資格者要件

競争入札に参加することができる資格（以下「資格」という。）を有する者は、地方自治法施行令第167条の4に規定する者以外の者で、かつ、次のいずれにも該当する者で

す。

ア 別表の左欄に掲げる建設工事の区分に応じ同表の右欄に掲げる建設業について建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていること。

イ 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

ウ 建設業法第27条の29に規定する総合評定値通知書の交付を受けていること。

エ 次のいずれにも該当しない者

(ア) 健康保険法第48条の規定に違反して届出をしなかった者

(イ) 厚生年金保険法第27条の規定に違反して届出をしなかった者

(ウ) 雇用保険法第7条の規定に違反して届出をしなかった者

4 前項(3 有資格者要件)の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができません。

(1) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている等経営状態が著しく不健全であると認められる者

(2) 資格の審査の申請における重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(3) 資格の審査の申請をする時点において市税、県税又は国税を滞納している者

(4) 次のいずれかに該当する者

ア 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められる者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められる者

5 資格の有効期間

地域区分により有効期間が異なります。

市内本店、市内営業所：1年間(令和9年度)

県内本店、県内営業所、県外：2年間(令和9年度及び令和10年度)

**※全ての事業者は、今年度(令和8年度)に申請が必要です。**

6 **市内本店以外の事業者**の個別情報登録（工事）の入力項目について

市内営業所、県内本店、県内営業所、県外の事業者が、個別情報登録（工事）画面の上部で入力する必要がある項目は、「業者番号」から「2級舗装施工管理技術者の人数」（舗装工事を希望する場合のみ）までです。

※「IS09001の認証取得」から「若年技術者の活躍」までは、**市内本店の事業者のみ入力が必要な項目**です。

個別情報登録（工事）画面の下部では、**希望工種を1つのみ**選択し、その工種に対応する許可業種を選択してください。

※「希望職員区分とその人数」は、**入力不要**です。

7 「業者番号」について

業者番号は、電子入札システム登録時に使用していただいたアルファベットの「k」と数字8桁の番号で、長浜市HP>事業者向け>入札参加資格申請>入札参加資格審査申請の共同受付・共同審査 (<https://www.city.nagahama.lg.jp/0000011171.html>)でも御確認いただけます。

初めて長浜市に申請する場合や業者番号が分からない場合は、〒をハイフンなしで入力していただければ結構です。

8 格付基準の主観点項目について【**市内本店業者のみ対象**】

土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、電気設備工事及び給排水冷暖房工事の5業種を希望する市内本店業者については、経営事項審査P点に長浜市の主観点数を加減して、格付を行っています。（格付基準の主観点項目等は次ページを参照ください。）

主観点項目の確認資料は、共同受付（滋賀県）に提出するもの以外で長浜市に個別に提出いただくものではありません。

9 希望職員区分とその人数【**市内本店業者のみ対象**】

長浜市の場合、滋賀県とは異なり「1人1業種」ではないため、複数の資格を有している技術職員1人を複数の希望工種の職員区分人数としてカウントしてください。

お問い合わせ先

長浜市役所 総務部 契約管理課

電話：0749-65-6507

FAX：0749-65-6580

e-mail: keiyaku@city.nagahama.lg.jp